



第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画

ところっこ

# すくすく サポートプラン

令和2年3月

所沢市



## はじめに



子どもたちは大人と触れ合うことで、さまざまなことを学びながら成長していきます。そして、大人も子どもたちと一緒に泣いたり笑ったり気持ちを分かち合うことで、幸せを感じることができます。子育てを通して感じる幸せや楽しさは、保護者ならではのものではないでしょうか。

そうした幸せな時間は、あっという間に過ぎてしまうものです。どうか、人生の中の貴重な子育て期を大切に過ごしていただきたいと思います。

このたび、第1期計画の終了に伴い、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、第1期計画における基本理念や基本目標等を継承しつつ、現在の社会情勢の変化等を考慮し、各種取組を体系的にまとめ、より効果的な施策の実施を目指すものです。

本計画に基づき、豊かな自然の中で子どもたちがのびのびと健やかに成長できるように支援していくとともに、保護者が子育ての楽しさや大切さを感じ、安心して子育てできるまちづくりを進めてまいります。

また、市民の皆様や事業者の方々とともに、市の宝である子どもたちの幸せのため、子どもや子育て家庭を地域全体で温かく見守り、子どもを大切にすまちの実現に取り組んでまいります。

人と人との「絆」を感じられる『善きふるさと所沢』を未来の子どもたちに継承できるよう、今後とも一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、所沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント手続など、さまざまな機会を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

所沢市長 藤本正人



# 目次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定にあたって                    |     |
| 1 計画策定の趣旨                        | 1   |
| 2 これまでの国等の施策・今後の動き               | 1   |
| 3 計画の位置づけ                        | 4   |
| 4 計画の期間                          | 6   |
| 5 計画の対象                          | 6   |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く環境               |     |
| 1 子ども・子育ての現況                     | 7   |
| 2 所沢市の取組                         | 17  |
| 3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果         | 32  |
| 4 第1期所沢市子ども・子育て支援事業計画の達成状況       | 43  |
| 第3章 計画の基本的な考え方と目標実現のための施策        |     |
| 1 基本理念                           | 49  |
| 2 基本的な視点                         | 50  |
| 3 基本目標                           | 52  |
| 4 施策の体系                          | 54  |
| 5 目標実現のための施策                     | 56  |
| 基本目標1 子どもへの支援                    | 56  |
| 基本目標2 子育て家庭への支援                  | 70  |
| 基本目標3 地域社会全体での支援                 | 81  |
| 第4章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の展開       |     |
| 1 目標の設定                          | 89  |
| 2 量の見込みと確保の内容                    | 91  |
| 第5章 計画の推進に向けて                    |     |
| 1 計画の進行管理                        | 109 |
| 2 計画の推進体制                        | 110 |
| 資料編                              |     |
| 1 策定体制                           | 111 |
| 2 策定経過                           | 112 |
| 3 所沢市子ども・子育て会議 委員名簿              | 113 |
| 4 第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿 | 115 |
| 5 所沢市子ども・子育て会議条例                 | 116 |
| 6 子ども・子育て支援法(抄)                  | 118 |
| 7 次世代育成支援対策推進法(抄)                | 128 |
| 8 母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)              | 132 |



# 第1章 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実に図るため、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

所沢市では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と市の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「所沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第1期計画)を策定しました。

また、平成27年度からの5年間において、第1期計画に基づき、教育・保育施設の整備や地域子ども・子育て支援事業の実施などを計画的にすすめてきました。平成29年には子育て支援・発達支援のための拠点施設「こども支援センター」などで構成される複合施設「こどもと福祉の未来館」が開館し、子育て支援・発達支援に総合的に取り組んでいます。

この「第2期所沢市子ども・子育て支援事業計画」(以下、第2期計画)は、第1期計画が終了することに伴い、未来を担う所沢市の子どもたちが幸せに成長し、暮らしていくための子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するために、施策を体系的にとりまとめ、第1期計画を引き継ぐものとして策定するものです。

## 2 これまでの国等の施策・今後の動き

### 1 子ども・子育て支援新制度以前の国の動き

#### エンゼルプラン(平成6年)・新エンゼルプラン(平成11年)の策定

合計特殊出生率(1人の女性が生涯で出産する子どもの平均人数)が史上最低の1.57人になった平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数の減少への対策として子どもを生き育てやすい環境づくりに向けた取組がすすめられてきました。平成6年に「エンゼルプラン」、平成11年に「新エンゼルプラン」が策定されました。

#### 子ども・子育て応援プランの策定(平成16年)

平成15年に「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が制定・施行され、「児童福祉法」の改正が行われました。平成16年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」を実行するための施策を定めた「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

## 子ども・子育てビジョン（少子化対策大綱）の策定（平成 22 年）

平成 22 年 1 月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱（「子ども・子育てビジョン」）が閣議決定されました。

## 子ども・子育て支援新制度の施行（平成 27 年）

平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月 1 日から本格施行されました。

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国は、日本社会を持続可能で確かなものにする上で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が不可欠であると位置づけ、積極的に取組をすすめることになりました。

その後も、平成 28 年に策定された「ニッポン一億総活躍プラン」でも働き方改革の推進が掲げられ、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得促進など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が図られています。

## 2 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て関連 3 法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律<sup>1</sup>、関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）<sup>2</sup>をいいます。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための仕組みとして作られました。

- 1 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

### 「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設

幼稚園、保育所（以下、保育園）認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と小規模保育事業などへの給付（地域型保育給付）が創設されました。

### 認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園の財政措置は「施設型給付」に一本化されました。

### 地域の子育て支援の充実

地域の実情に応じた「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られることになり、所沢市では、本計画の第 4 章で掲載のとおり実施しています。

## 市町村が計画の策定や事業の実施主体となる

市町村が地域のニーズに基づき幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの提供について「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、事業を実施することになりました。

## 社会全体による費用負担

消費税率の引き上げにより確保される財源が幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業などの質・量の充実にあてられることになりました。

## 子ども・子育て会議の設置

国は有識者や子育て当事者、子育て支援事業従事者等が政策プロセス等に参画・関与する子ども・子育て会議を設置することになりました。所沢市では、市町村の地方版子ども・子育て会議として「所沢市子ども・子育て会議（以下、子ども・子育て会議）」を設置し、施策の総合的な推進に関する評価・審議などを行っています。

## 3 子ども・子育て支援新制度施行後の動き

### 持続可能な開発目標（SDGs）の採択（平成 27 年）

「国連持続可能な開発サミット」で「ミレニアム開発目標（MDGs）」（2000 年に国連で採択）を受け継ぐ 2030 年までの新たな目標となる「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGs は、17 の目標と 169 のターゲットからなり、不平等、格差をなくすための目標（目標 1 貧困をなくそう、目標 2 飢餓をゼロに、目標 3 すべての人に健康と福祉を、目標 4 質の高い教育をみんなになど）、すべての子どもを暴力・虐待から守るための目標（目標 16 平和と公平をすべての人になど）、子どもたちに持続可能な環境を残すための目標（目標 14 海の豊かさを守ろう、目標 15 陸の豊かさを守ろうなど）といった子どもに関連する課題の解決に資するものです。

所沢市では、第 6 次所沢市総合計画における優先的にすすめる取組（リーディングプロジェクト）「子どもが大切にされるまちづくり」において、これらの目標への貢献を意識した施策運営をすすめるものとしています。



SDGs 17 の目標

## 子育て安心プランの公表（平成 29 年）

国が「子育て安心プラン」を公表し、25 歳から 44 歳までの女性の就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性就業率 80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとし、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）では、これを前倒しして令和 2 年度末までに整備することとしています。

## 幼児教育・保育の無償化（令和元年）

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳児クラスまでの子どもたち、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償化の対象となりました。

### 子育てのための施設等利用給付の創設

総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、子育てのための施設等利用給付が創設されました。3 歳から 5 歳児クラス（小学校就学前）までの子どもと 0 歳から 2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもであって、保育の必要性がある子どもが、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業などのうち、市町村の確認を受けた施設等を利用する場合にかかる費用について、一定額を上限に支給しています。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づいて策定するものです。

第 1 期計画と同様に「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含し、一体的に策定します。

新たに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」を包含し、一体的に策定します。

所沢市の上位計画である「第 6 次所沢市総合計画」の部門別計画に位置づけ、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定します。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

【所沢市の計画との関係】

総合計画（第6次）

地域福祉計画

次世代育成支援行動計画  
ひとり親家庭等自立支援計画

（第2期）

子ども・子育て支援事業計画

教育振興基本計画（第2次）

保健医療計画（第2次）

障害者支援計画（第4次）  
（障害児福祉計画含む）

男女共同参画計画（第4次）

その他の関連計画



総合計画



地域福祉計画



教育振興基本計画



保健医療計画



障害者支援計画



男女共同参画計画

## 4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

|                          | 平成<br>27<br>(2015)<br>年度 | 28<br>(2016)<br>年度 | 29<br>(2017)<br>年度 | 30<br>(2018)<br>年度 | 令和<br>元<br>(2019)<br>年度 | 2<br>(2020)<br>年度 | 3<br>(2021)<br>年度 | 4<br>(2022)<br>年度 | 5<br>(2023)<br>年度 | 6<br>(2024)<br>年度 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 所沢市総合計画                  | 第5次計画                    |                    |                    |                    | 第6次計画（～令和10(2028)年度）    |                   |                   |                   |                   |                   |
| 所沢市<br>子ども・子育て<br>支援事業計画 | 第1期計画                    |                    |                    |                    | 第2期計画                   |                   |                   |                   |                   |                   |

## 5 計画の対象

本計画の対象は、所沢市に住む出生前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの子どもとその家庭とします。

